

岐腎協事務局だよ

ともに 明日に向かってがんばろう!!

令和4年度岐阜県難病団体連絡協議会からの要望・要望への回答

2022年11月NO.105号

発行 NPO 岐腎協

【要望】

- ・「透析患者の命と暮らしを守る」ため、現行の「福祉医療費助成制度」の
継続を2023年度もお願いします。
- ・この制度に患者一部自己負担を導入しないことも併せてお願いします。

【回答】

現在では、身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A1～B1、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級、並びに戦傷病者手帳の保持者（特別項症～第4項症）であって身体障害者手帳4級の方を対象とし、特別児童扶養手当所得制限限度額に準拠した所得制限を設けております。

また、助成方法は、自己負担がないことに加え、現物給付を主な支払い方法としており、医療機関窓口での一部負担金の支払いが不要であり、全国的にみても手厚いものとなっています（令和4年4月1日現在、28都道府県が自己負担を導入しています）。

今年度もこの内容で制度を継続しておりますし、令和5年度も現段階では、現状と同じ形で継続していく予定でありますが、今後とも重度心身障がい者医療費助成制度の継続に努めてまいります。（詳しくは、清流80号に掲載します）

2022年度「全腎協ニューズレター」第1号

全腎協事務局作成（2022. 10. 18）

10月は「臓器移植普及推進月間」です。当月間に合わせ、今回は移植に関連した情報をお届けします。

■ 15歳未満の知的障害者の臓器提供が可能に 改正臓器移植法ガイドラインの見直し -



家族の書面による承諾により15歳未満の臓器提供が可能となった臓器移植法改正から10年以上が経過しました。厚生労働省は、これまで一律に知的障害者等は、臓器提供に関する有効な意思表示が困難なため、年齢にかかわらず臓器摘出は見合わせるとした運用指針（ガイドライン）を示してきました。このガイドラインを見直し、知的障害等の有無に関わらず15歳未満について、家族の書面による承諾があれば臓器提供を可能とすることを決めました。なお15歳以上の知的障害者等は、引き続き臓器提供の対象に含まれません。

臓器移植法に基づくガイドラインは、臓器提供の意思表示が有効な年齢を、民法の遺言可能年齢の15歳以上と定め、2010年の臓器移植法改正から、15歳未満でも家族の同意があれば臓器提供ができるようになりました。しかし知的障害者は、1997年の法施行時から年齢にかかわらず一律にその対象から除かれていました。

参考：<https://www.jotnw.or.jp/files/news1/2022/20220725infomation.pdf>

■ 臓器移植に関心を抱いたきっかけは保険証等の意思表示欄

- 2021 年内閣府世論調査より

2021 年に内閣府が実施した「移植医療に関する世論調査」が公表されました。

臓器移植に関心があると回答した人の割合は 65.5%と、前回行った 2017 年調査より増加し、そのきっかけとして最も多かったのは「保険証や運転免許証の裏などに意思表示欄があったから」が最多 (67.2%) でした。保険証等の意思表示欄の掲載が、移植啓発に大きな役割を果たしていることが伺えます。

一方、「臓器提供に関心があるが、臓器を提供する・しないは考えていない」と回答した人は 4 割を超え (42.9%)、また、意思表示をしていない理由として「臓器提供に不安感があるから」が 34.3%、「臓器提供に抵抗感があるから」は 27.1%と続き、移植医療に対する不安・不信を抱いている実態も浮き彫りになりました。

なお、「家族などと臓器提供について話をした」ことのある割合は 4 割 (43.2%) を超え、前回調査より増加しました。また、家族が脳死と判定された、もしくは心停止により死亡が確認された場合、本人が臓器提供の意思表示をしていた場合、回答者の 90.9%がその意思を「尊重する」と回答している一方で、85.6%が本人の意思表示がない場合の臓器提供の決断に「負担感を感じる」と回答しており、改めて生前に臓器提供に対する本人の考えを家族で話し合うことの重要性が示される結果となりました。

参照 : <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000869666.pdf>

<https://survey.gov-online.go.jp/r03/>

臓器提供に関心がある人の割合



臓器提供に関心を持った主な理由 (複数回答可)

| 理由 | 回答率 (%) |
|-------------------------|---------|
| 保険証や免許証の裏などに意思表示欄があったから | 67.2 |
| テレビ・ラジオで話題になっているから | 48.9 |
| 新聞・雑誌で話題になっているから | 24.4 |
| 家庭内での会話で話題になったから | 13.1 |
| インターネットで話題になっているから | 8.2 |
| ポスターやチラシを見たから | 6.1 |

全腎協では、臓器移植法が施行された 1997 年 10 月 16 日にちなみ、毎年 10 月 16 日を「家族の日」とし、まずは患者自身も移植を希望する人もそうでない人も、この日は家族で臓器移植や提供の意思について話し合ってみようとしております。

【検査データについて (BUN) 尿素窒素とは】

尿素窒素は血液中の老廃物や有害な物質の目安になるもので、クレアチニンとともに透析が適切に行われているか否かの目安になります。

透析前の尿素窒素は 70mg/dl 前後であることが望ましいといわれています。一方、あまり低くならないよう、たんぱく質をとることも必要です。

尿素窒素は食事のたんぱく質の量ともっとも関係し、たんぱく質をとると上昇します。ほかに感染症で熱が出ているときや消化管出血などでも上昇します。

たんぱく質は一定量 (1~1.2g/体重1kgあたり・1日) とることが必要といわれていますから、透析後の尿素窒素値が 35%程度になるように、透析時間やダイアライザーの膜面積を設定します。

(引用 : 透析をはじめの人のためのガイドブック (全腎協))

特定非営利活動 岐阜県腎臓病協議会

〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉農業会館 3階

TEL 058-214-2497 FAX 058-214-2498 E-mail npo@gijinkyo.jp



※事務局だよりを未加入者に配布したい場合は事務局へご連絡下さい。 作成者 : 事務局長 高田裕二